

政令第五十七号

放送法施行令の一部を改正する政令

内閣は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百七十五条の規定に基づき、この政令を制定する。
放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号ニ中「又は移動受信用地上基幹放送」を「移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送」に改める。

附 則

この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月二十日）から施行する。

放送法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）

改 正 案	現 行
（資料の提出） 第八条 法第七十五条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が協会、放送事業者（協会及び小規模施設特定有線一般放送事業者（法第三十四条第二項に規定する小規模施設特定有線一般放送事業者をいう。第四号及び次項において同じ。）を除く。）、基幹放送局提供事業者、媒介等業務受託者（法第五十条に規定する媒介等業務受託者をいう。第六号において同じ。）、有料放送管理事業者（法第五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者をいう。第七号において同じ。）又は認定放送持株会社に対し資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一・二 （略） 三 基幹放送事業者（協会及び学園を除く。へにおいて同じ。）次に掲げる事項（法第八条に規定する放送事業者にあつてはイに掲げる事項を除き、特定地上基幹放送事業者にあつてはハ及びニに掲げる事項を除く。） イ 第一号イ及びロに掲げる事項 ロ 第一号ハに掲げる事項 ハ 法第九十三条第一項第七号イからハまでに掲げる者がその特定	（資料の提出） 第八条 （同上） 一・二 （同上） 三 （同上） イ （同上） ロ （同上） ハ （同上）

（傍線部分は改正部分）

役員でないことの確認に関する事項 ニ 法第九十三条第一項第七号イからハまでに掲げる者又は同号ホ (2)に掲げる者（衛星基幹放送、移動受信信用地上基幹放送又はコ ミユニティ放送を行う基幹放送事業者にあつては、同号イからハま でに掲げる者）がその議決権に占める割合に関する事項 ホ・ヘ（略） 四〃八（略） 2 （略）	ニ 法第九十三条第一項第七号イからハまでに掲げる者又は同号ホ (2)に掲げる者（衛星基幹放送又は移動受信信用地上基幹放送 を行う基幹放送事業者にあつては、同号イからハま でに掲げる者）がその議決権に占める割合に関する事項 ホ・ヘ（同上） 四〃八（同上） 2 （同上）
---	---